告 示

埼玉県選管告示第二号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成三十一年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

病 院	病 院	病 院	老人ホーム	種別
埼玉石心会病院 石心会	羽生総合病院埼玉医療協同組合	介護老人保健施設 ちとせ 医療法人社団 春明会	特別養護老人ホーム 八潮いこいの里社会福祉法人 きらめき会	施設の開設主体及び名称
七番二十号	十六番地十六番地	一番一号埼玉県春日部市下大増新田八十		所在地